

尾張旭市選挙管理委員会（令和4年第12回）会議録

- 1 開催日時
令和4年12月15日（木）
開会 午前10時
閉会 午前10時55分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 堤美昭、加藤隆広
- 4 欠席委員
1名 森賀則
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 杉浦敬典、係長 堺和彦、書記 森重雄太
- 7 議題
付議議案一覧のとおり
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和4年第12回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、本日は、森委員から欠席届が提出されておりますが、地方自治法第189条第1項の規定により3名以上の委員の出席で委員会は開催できますので、本委員会は有効に成立しております。</p> <p>本日の議案は、市長選挙及び愛知県知事選挙関係の11議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	改めましておはようございます。

	<p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。 前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等 はありますか。</p>
委員	(なし)
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したい と思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>第58号議案「選挙運動用ビラ証紙の地紋の決定について」 及び第59号議案「政治活動用ポスター証紙の地紋の決定につ いて」でございますが、関連がありますので一括して事務局よ り説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第58号議案、第59号議案につきましては、関連 がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第58号議案「選挙運動用ビラ証紙の地紋の決 定について」説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第142条第7項の規定 により、選挙運動のために使用するビラには当該選挙に関する 事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、証紙を はらなければ頒布できないとされており、また尾張旭市公職選 挙管理規程第34条の3においてその様式が規定されてお ります。</p> <p>また、同規程において選挙運動用ビラの地紋については選挙 の都度、選挙管理委員会で定めると規定されておりますので、</p>

	<p>今回の市長選挙において、選挙運動用ビラ証紙の地紋を下図のとおりに定め、色を緑色、規格を縦 1.6cm、横 1.9cm とするものでございます。</p> <p>続きまして、第 5 9 号議案「政治活動用ポスター証紙の地紋の決定について」説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 2 0 1 条の 1 1 第 4 項の規定により、選挙期間中の政治活動用ポスターには当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、証紙をはらなければ掲示できないとされており、また尾張旭市公職選挙管理規程第 4 5 条においてその様式が規定されております。</p> <p>また、同規程において政治活動用ポスター証紙の地紋については選挙の都度、選挙管理委員会で定めると規定されておりますので、今回の市長選挙において、政治活動用ポスター証紙の地紋を下図のとおりに定め、色を緑色、規格を縦 2.5cm、横 3.5cm とするものです。</p> <p>第 5 8 号議案、第 5 9 号議案については以上です。</p>
委員長	<p>では、第 5 8 号議案及び第 5 9 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 5 8 号議案及び第 5 9 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第58号議案及び第59号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第60号議案「ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日の決定について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは第60号議案「ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第5項の規定により、公職の候補者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定め、予め告示する日から、ポスター掲示場にポスターを1枚掲示することができるものと規定されておりますので、ポスター掲示場に掲示できる日を立候補の受付日でございます令和5年1月8日とし、立候補届が受理された後、掲示することができるものと定めようとするものでございます。</p> <p>第60号議案の説明は以上です。</p>
委員長	<p>では、第60号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	（なし）

委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第60号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第60号議案は可決されました。 続きまして、第61号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第61号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定により、令和5年1月15日執行の市長選挙において、各投票所で投票に関する事務を担当する投票管理者と、投票管理者が欠けた場合にその職務を代理すべき者を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者を、職務代理者は係長職員を充ててございます。</p> <p>第61号議案の説明は、以上です。</p>
委員長	<p>では、第61号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第61号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第61号議案は可決されました。 続きまして、第62号議案「投票立会人の選任について」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>第62号議案「投票立会人の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員会では選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て2人以上5人以下の投票立会人を選任しなければならないとされておりますので、今回の市長選挙において、別紙の一覧のとおり投票立会人を選任しようとするものでございます。</p> <p>選任につきましては、各投票区に2人とし、原則、前半・後半の2交代制として午後1時30分に交代することとしていますので、全部で84名の方に投票の立会をお願いすることになります。</p> <p>第62号議案の説明は、以上です。</p>

委員長	では、第62号議案について、何かご質問等はありませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第62号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第62号議案は可決されました。 続きまして、第63号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第63号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読替規定による同法第37条第2項の規定により、期日前投票所の投票管理者を、選挙権を有する者の中から、公職選挙法施行令第24条第1項の規定により、その職務を代理すべき者を選挙権を有する者の中から、市の選挙管理委員会が選任すること

	<p>になっております。従いまして、今回の市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を別紙一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者、職務代理者は選挙管理委員会職員を選任してございます。</p> <p>第63号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第63号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第63号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第63号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第64号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、第64号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読替規定による同法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、期日前投票所において、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任しなければならないとされております。このため、今回の市長選挙における期日前投票所の投票立会人を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>第64号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第64号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、第64号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

<p>委員長</p>	<p>第 6 4 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、愛知県知事選挙関係の第 6 5 号議案から第 6 8 号議案ですが、先ほど議決を得た、市長選挙関係の第 6 1 号議案から第 6 4 号議案と内容が重複しますので、併せて事務局から説明を願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第 6 5 号議案から第 6 8 号議案について説明します。</p> <p>これらの案につきましては、先に説明した市長選挙関係の第 6 1 号議案から第 6 4 号議案と同様の内容となり、愛知県知事選挙における選任の議案となります。</p> <p>それぞれの選任者については、各議案別紙一覧のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第 6 5 号議案から第 6 8 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>ご質問等ないようですので、第 6 5 号議案から第 6 8 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第65号議案から第68号議案は可決されました。 本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。
事務局	報告事項 ○ 市長選挙の標語及び啓発ポスターについて ○ 投票済証について ○ 旭野高校との選挙啓発活動等における連携について ○ 次回以降の日程確認
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。